

テーマ 「 別段面積の設定による遊休農地解消の取組 」

出雲市斐川町農業委員会

活動内容

農業従事者の高齢化や後継者不足、また人口の減少等によって農業や農村社会にはたくさんの課題があり、すべての農地を一律に維持していくことは困難な時代にあります。

特に、ほ場整備等が行われていない狭小な農地については、担い手が引受けることも困難であり、所有者が耕作できなくなった場合には耕作放棄地となることが想定されます。また、後継者が遠隔に居住して空き家になったり、競売にかかった住宅等もありますが、住宅の周辺に



小面積の農地がある場合にはその農地と住宅を一体的に取得することによって農地の管理ができ、また、自分で野菜を栽培して食べられるという農村の魅力につながり、定住対策としても効果が期待できます。

農地を取得する場合には農地法によって下限面積の定めがありますが、農地法施行規則第17条第2項を適用して農業委員会において別段の面積を適用する農地を決定し、その面積を1aとしました。

取り組み結果

平成27年12月の農業委員会の総会において、以前から所有者等から相談を受けていた5カ所の農地について、別段面積を適用する農地として決定し、その内の4カ所について、農地法第3条の申請を受けて所有権移転の許可を行いました。

会長コメント

農家の後継者であっても農業を引き継ぐことが稀になる時代にあって、一律に農地を維持管理していくことは大変困難となっています。地域や農地の状況によって事情は異なることから地元の農業委員会が適格な判断を行うことによって農地が適正に管理できる面もあると思います。

今回、別段面積を適用して権利移動を行った農地については、所有者、取得者双方から喜ばれ、現地は自家用の野菜が栽培されています。